

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もつて農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「青年等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。以下同じ。）
- 二 青年以外の者で、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

2 この法律において、「就農支援資金」とは、第四条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）が同項の認定に係る就農計画（同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）に従つて就農するのに必要な次に掲げる資金（第十八条第一項の規定により都道府県から資金の貸付けを受けて第五条第一項のセンター又は第十七条第一項の融資機関が貸し付けるものに限る。）をいう。

- 一 農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの
- 二 農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるもの

（就農促進方針）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めるものとする。

2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 青年等の就農促進に関する基本的な方向
- 二 就農支援資金の貸付けその他の青年等の就農促進を図るための措置に関する事項
- 三 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項
- 3 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。
- 4 都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（就農計画）

第四条 新たに就農しようとする青年等は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項
 - 三 第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項
 - 四 第二条第一項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 4 認定就農者は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。
- (法人の指定)
- 第五条 都道府県知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。
 - 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- (業務)
- 第六条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 就農支援資金の貸付けを行うこと。
 - 二 新たに就農しようとする青年等が行う農業の技術又は経営方法の習得及び認定就農者が行う第四条第二項第三号の措置に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 三 青年農業者（第二条第一項第二号に掲げる者で、認定就農計画に従つて就農したものを含む。以下この条において同じ。）が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。
 - 四 青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。
 - 五 青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。
- (就農支援資金の利率、償還期間等)
- 第七条 就農支援資金は、無利子とする。
- 2 就農支援資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 就農支援資金の一認定就農者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(就農支援資金の償還期間の特例)

第八条 センターは、認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより就農した場合には、就農支援資金(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)について、その償還期間(据置期間を含む。)を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

(一時償還)

第九条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一 認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき。

二 就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 償還金の支払を怠ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(業務規程)

第十二条 センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十三条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督等)

第十五条 都道府県知事は、第六条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、センターが第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、センターに対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要なと判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（負担金についての必要経費算入の特例等）

第十六条 センターが行う第六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）

第二十二条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第一号の二に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、農林漁業金融公庫が定める期間とする。

（農用地の利用関係の調整）

第二十三条 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（次項において「農用地」という。）について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就農できるよう努めるものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

（援助）

第二十四条 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（協力）

第二十五条 センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年等の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（無料職業紹介事業）

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、労働組合等に対し許可をしようとするときは、この限りでない。

（略）

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金

四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

（貸付金の利率、償還期間等）

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

（保険料の額の特例）

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。

ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（前二号に掲げる者に該当する者を除く。）

四 第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。）

2
7
（略）